

神戸市立学校における学校運営協議会及び地域学校協働活動の事務取扱に関する要綱

令和3年3月11日 教育長決定

令和5年1月20日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成30年3月教育委員会規則第13号。以下「設置規則」という。）の規定に基づく協議会の事務並びに地域学校協働活動の事務の取扱に関し、必要な事項を定める。

(委員報酬)

第2条 設置規則第8条に定める協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬は、年額6,000円とする。

2 委員の任命又は解任が年度若しくは月の途中の場合、報酬の支給額は、次の各号により計算する。

(1) 1年に満たない場合は、月割計算とする。

(2) 1月に満たない端数は、1月とする。

3 報酬以外は支給しない。

(委員の再任)

第3条 設置規則第10条に定める委員の再任は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第39条、第49条、第79条、第104条及び第135条に規定する学校評議員としての任期も通算した上で、同一校において10年を超えないものとする。

(委員の出席)

第4条 委員の会議への出席は、オンラインでの参加も可能とする。

(予算の配分)

第5条 教育委員会は、協議会及び地域学校協働活動の推進にあたり必要な費用を、学校の規模等を考慮して、学校運営費として予算の範囲内で配分する。

(報告)

第6条 協議会は、年度初めに実施計画書を、年度末に実施報告書をそれぞれ作成し、教育委員会に提出する。

2 学校は、地域学校協働活動について活動報告書を作成し、教育委員会に提出する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月20日一部改正）

この要綱は、令和5年1月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。